

米国産牛肉の輸入再開における万全なBSE対策に関する意見書

昨年12月、アメリカ・カナダ産牛肉の輸入が再開されましたが、1月には米国産牛肉から特定危険部位の脊柱が混入していたことが発見され、再度輸入が停止される事態になりました。

この背景には、米国において、と畜される牛でBSE検査を行っているのは、全体の1%以下にすぎず、月齢判定を目視で行うなど、検査体制や特定危険部位の除去、肉骨粉の飼料への使用などの飼料規制、生産・流通履歴が不明確であるなど、日本に比べてBSE対策は不十分なままとなっていることがあげられます。

国民の食の安全・安心を守るためには、BSEへの万全な対策が必要であり、日本と同等の安全対策の改善措置が明確にならない段階での、米国産牛肉の拙速な輸入再々開は行うべきでないと考えます。

よって、政府におかれては、食の安全を最優先し、次の事項の実現を強く要望します。

- 1 日本と同等のBSE対策が実施されない限り、米国産牛肉の輸入を再開しないこと。
- 2 国内のBSE対策については、検査体制を強化し、万全な安全対策を実施するとともに、すべての牛肉加工品について原料原産地表示を義務化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年7月4日

長岡市議会議長 大地正幸

(あて先)

内閣総理大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、食品安全担当大臣